

労災や雇用保険など、面倒な事務手続きを商工会に委託したい。

経営強化したい、技術力を強化したい

「労働保険事務組合」

商工会に事務委託しますと、次のメリットがあります。

- 1、申告、納付を事業主に代わって処理するので事務の手間が省ける。
- 2、保険料の額にかかわらず、3回に分割納付ができる。
- 3、労災保険に加入することができない事業主や家族従業員なども労災保険に特別加入ができる。

「エキスパートバンク制度」

相談内容に応じて専門家の制度です。

(エキスパート)を派遣する事業経営上の課題や問題点の解決のために、会員であれば無料で派遣する制度です。

経営指導員とともに事業所へ直接向き相談にあたります。



経営の建て直しをしたい。

「経営安定特別相談室」

中小企業診断士等が相談にあたり、関連機関の協力を得て再建の方策を講じます。

法律問題の相談をしたい。

「顧問弁護士制度」

経営指導員が窓口となり、法律相談を問い合わせできます。

もっと能率的に会計処理をしたい。

「ネットde記帳」

インターネットでできる中小企業経理システム

現在自計している方で、市販のパソコンソフト等を使っている方に乗り換えのお勧めです。

初期設定など、商工会で支援します。

雇用保険手続きを担当者みなさまへ

～雇用保険の手続が変わります～
平成19年10月1日以降

1 雇用保険の受給資格要件が変わります

- 【旧】
- ・短時間労働者以外の一般被保険者 → 6月(各月14日以上)
 - ・短時間労働被保険者(週所定労働時間20～30時間) → 12月(各月11日以上)

↓

【新】

雇用保険の基本手当を受給するためには、週所定労働時間の長短にかかわらず、原則、**12月(各月11日以上)**の被保険者期間が必要。

2 育児休業給付の給付率が50%に上がります

- 【旧】
- 休業期間中 30%+職場復帰後6か月10%

↓

【新】

休業期間中 30%+職場復帰後6か月**20%**

3 教育訓練給付の要件・内容が変わります

- 【旧】
- 被保険者期間3年以上5年未満 20%(上限10万円)
 - 被保険者期間5年以上 40%(上限20万円)

↓

【新】

被保険者期間3年以上 20%(上限10万円)
(初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能)



- 1、バージョンアップやバックアップなど面倒な作業はサーバー側で対応します。
- 2、インターネットができ、ブロードバンド接続ができる環境であればどなたでもご利用できます。